

# 製造請負契約書

- 1 件 名
- 2 納 入 場 所
- 3 納 入 期 限 令和 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )

上記の製造について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 独立行政法人水資源機構 印

受 注 者 印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の製造の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、製造目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。
- 3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第9条に規定する監督員（以下「監督員」という。）を経由するものとする。
- 4 前項の書類は、監督員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 5 発注者及び受注者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位を使用するものとする。

(製造目的物据付のための用地の確保)

- 第2条 発注者は、製造目的物の据付のための用地その他設計図書において定められた製造目的物の据付上必要な用地を、受注者が製造目的物の据付上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

(関連工事の調整)

- 第3条 発注者は、受注者の履行する製造が発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事等と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 受注者は、製造目的物、第11条第2項の規定による確認に合格した部品及び材料、第32条第2項の規定による部分払のための確認を受けた部品及び材料、並びに仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただ

し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項ただし書又は第2項ただし書の規定に基づき承諾を申請をするときは、受注者は、発注者に対し、書面により、当該承諾の申請をしなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、製造の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第7条 前条第1項ただし書の場合を除き、発注者は、受注者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造方法を指定した場合においては、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関し要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 契約の履行についての受注者又は、受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく製造のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

- 三 設計図書に基づく製造工程の管理、試験立会及び据付調整時における施工状況の工程管理、立会、据付状況確認又は使用材料の試験若しくは確認
- 四 関連する2以上の製造等における工程等の調整

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、また、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任したときの内容を、それぞれ書面により受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者（製造にあたり技術上の管理をつかさどる技術者）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、常任でその運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、納入期限の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項及び第2項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(製造関係者に関する措置請求)

第11条 発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者、その他受注者が製造するために使用している下請負人、労働者等で、製造の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定しその結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることが

できる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(使用材料の品質及び確認等)

第12条 製作、据付調整に使用する材料（以下「使用材料」という。）につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された使用材料については、当該確認に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前項の確認を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の確認に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(監督員の立会及び製造の施工記録の整備等)

第13条 受注者は、設計図書において監督員の工場試験立会及び据付調整時における立会を行うものと指定されたものについては、当該立会を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により必要とされる監督員の立会のほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において写真等の記録を整備すべきものと指定した製造の施工（工場試験立会から完成までの施工をいう。以下同じ。）を行うときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、遅滞なくこれを監督員に提出しなければならない。
- 3 監督員は、第1項の立会を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会を受けることなく製造の施工を行うことができる。この場合においては、受注者は、当該製造の施工を適切に行ったことを証する施工記録写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給品及び貸与品)

第14条 発注者から受注者へ支給する機器、部品及び材料（以下「支給品」という。）並びに貸与品の名称、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督員は、支給品又は貸与品を受注者の立会のうえ確認して引き渡さなければならない。この場合において、当該確認の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書のとおりと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は遅滞なく書面によりその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は監督員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給品若しくは貸与品に代えて他の支給品若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給品若しくは貸与品の名称、数量、品質、規格若しくは性能の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給品又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給品又は貸与品の名称、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給品又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給品又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に相当でないと認めるときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 受注者は、製造の完成、製造内容の変更によって不要となった支給品又は貸与品を設計図書で定めたところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、自己の故意又は過失により支給品又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第15条 受注者は、製造が設計図書に適合しない場合において、監督員が書面によりその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(条件変更等)

第16条 受注者は、製造に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。
- 二 設計図書に明示されていない履行の条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、製造の内容又は設計図書の訂正を行わなければならない。

- 一 第1項第1号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの。  
発注者が行う
- 二 第1項第2号に該当し製造の内容を変更する場合で製造目的物の変更を伴うもの。  
発注者が行う
- 三 第1項第2号に該当し製造の内容の変更する場合で製造目的物の変更を伴わないもの。  
発注者と受注者とが協議して発注者が行う

4 前項の規定により、製造内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に発注者に通知して製造の全部又は一部の履行を中止することができる。ただし、発注者が当該各号に掲げる期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 一 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
- 二 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に製造内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
- 三 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議がととのわないとき。

(製造の内容変更、中止等)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知し、製造の内容を変更し又は製造内容の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、納入期限若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 納入期限又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。

3 発注者は、第1項の場合において、受注者が製造の続行に備え据付調整現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

4 第24条に定めるところにより製造目的物等に損害を生じ、又は納入現場の状態が変動したため受注者が製造を履行できないと認められるときは、発注者は、第1項の規定により、製造の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第18条 受注者は、天候の不良等その責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により納入期限内に製造を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮等)

第19条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により納入期限の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第20条 発注者又は受注者は、納入期限内に賃金又は物価の変動により請負代金が不相当となったと認めたときは、相手方に対して書面により請負代金の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後でなければこ

れを行うことができない。

- 3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の1/5を1000を超え額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により納入期限内に主要な使用材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 前項の特別な要因及び主要な使用材料並びに前項の適当な額の算出方法は、設計図書で定める。
- 8 納入期限内にインフレーションその他の予期することができない特別の事情により据付調整時の賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額は変更できる。

（臨機の措置）

- 第21条 受注者は、製造時の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により監督員に通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他製造の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない

認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第22条 製造目的物の引渡し前に、製造目的物又は使用材料について生じた損害その他製造の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 製造の施工に伴い第三者に損害を生じたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその障害を賠償しなければならない。ただし、その障害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 製造の施工に伴い通常避けることのできない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち製造の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。
- 3 前2項の場合その他製造の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力して処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第24条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、破壊行為その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、納入場所に搬入した製造の出来形部分、据付用仮設物、使用材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において同じ）の状況を確認し、受注者に対して、書面により、その結果を通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があったときは、当該損害額（製造の出来形部分、通常妥当と認められる据付用仮設物、使用材料又は建設機械器具であって第12条第2項又は第31条第2項の規定による検査又は立会その他製造に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。）のうち請負代金額の2/100を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。
- 一 製造の出来形部分に関する損害  
損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。
  - 二 使用材料に関する損害  
損害を受けた使用材料に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。
  - 三 据付用仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた据付用仮設物又は建設機械器具について、当該製作で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担について第4項の規定を適用するときは、同項中「当該損害額」とあるのは「1次以降の損害額の累計」と、「請負代金額の2/100を超える額」とあるのは「請負代金額の2/100を超える額から既に負担した額を控除した額」とする。
- 7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（請負代金額の変更に代える製造内容の変更）

第25条 発注者は、第8条、第14条から第17条まで、又は第19条から第22条までの規定により請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別な理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて製造内容を変更することができる。この場合において、変更すべき製造内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第26条 受注者は、製造が完成したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行なう者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から換算して14日以内に受注者の立会の上製造の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって製造の完成を確認した後、受注者が書面により引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該製造目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引き渡しをしなければならない。
- 5 受注者は、製造が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前4項の規定を適用する。
- 6 受注者は、第3項又は第4項の規定により発注者に製造目的物の引渡しを行うときは、監督員の指示に従い、すべての仮設物、据付場所に搬入された資機材等を撤去するとともに、据付場所及び製造目的物の清掃を行わなければならない。

（請負代金の支払い）

第27条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から換算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第28条 発注者は、第26条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、製造目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て受注者の管理のもとに使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用

しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の使用により、受注者に損害を及ぼし又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金)

第29条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と頭書の納入期限を保証期限とし同条第5項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、その保証証書（以下「証書」という。）を発注者に寄託してその証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の $3/10$ を超えない額の前払金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 製造内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額の $3/10$ から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 製造内容の変更その他の理由により請求代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の $4/10$ を超えるときは、受注者は、その減額の日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第32条又は第33条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。なお、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還を定める。

- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満であるときは、受注者は、受領済みの前払金額からその増額後の請負代金額の $4/10$ の額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された

率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第30条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、製造内容の変更その他の理由により納入期限を延長した場合には直ちに、保証契約を変更し、変更後の証書を発注者に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、前条第4項の規定により請負代金額を減額した場合又は製造内容の変更その他の理由により納入期限を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。ただし前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。

(前払金の使用等)

第31条 受注者は、前払金をこの製造の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この製造において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害保証保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第32条 受注者は、製造の完成前に、製造の出来形部分及び納入現場に搬入した使用材料（監督員の確認を要するものにあつては当該確認に合格したもの、監督員の確認を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限り。）に相当する請負代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は納入期限内 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る製造の出来形部分又は納入現場に搬入した使用材料の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定による確認があつたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあつた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

4 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請求代金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負代金額)

- 5 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第33条 製造目的物について、発注者が設計図書において製造の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の製造が完了したときについては、第26条（第6項は除く）中「製造」とあるのは「指定部分に係る製造」と、同条第4項及び第27条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前払金の支払いを受けている場合においては、前項の規定により準用される第27条第1項の規定により請求することのできる額は、指定部分に対する請負代金相当額から、前払金額に当該指定部分の製造全体に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

(第三者による代理受領)

第34条 受注者は、発注者の書面による承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条の規定（前条において準用する場合を含む。）又は第32条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の製造中止)

第35条 受注者は、発注者が第29条、第32条及び第33条において準用される第27条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、製造の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、遅滞なくその理由を明示した書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 第17条第3項の規定は、前項の規定により受注者が製造の履行を中止した場合に準用する。

(契約不適合責任)

第36条 製造目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約の目的、製造目的物の性質その他客観的事情を勘案して重要ではないと認められ、

かつ、その修補がこれにより生ずる効用に比して過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、第26条第3項又は第4項（第33条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内（設備機器本体等の契約不適合については1年以内）に、これを行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 3 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び次項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 6 発注者は、製造目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。
- 7 製造目的物が第1項の契約不適合により滅失し、又はき損したときは、発注者は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 8 第1項の規定は、製造目的物の契約不適合が支給品の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその支給品又は指示の不適切であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害賠償）

第37条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に製造を完成することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第27条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第37条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第

95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 その責めに帰すべき理由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に製造を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 正当な理由がないのに、製造に着手すべき時期を過ぎても製造に着手しないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第38条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を

いう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九 第40条又は第40条の2第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前条及び前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、製造の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった使用材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第29条の規定による前払いがあったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結時点における支払遅延防止法第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第38条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の

10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前二条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第39条 発注者は、製造が完成しない間は、第38条及び第38条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 第38条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。ただし、第38条の2第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による解除権）

第40条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第40条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第16条第5項の規定により製造の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、製造を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき
- 二 第17条第1項の規定による製造の内容を変更したため請負代金額が2/3以上

減少したとき

三 第17条第1項の規定による製造の履行の中止期間が契約締結の日から納入期限までの期間の5/10（この契約締結の日から納入期限までの期間の5/10が6ヶ月を超えるときは、6ヶ月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

四 発注者がこの契約に違反し、その違反により製造を完成することが不可能となったとき。

2 第38条の2第2項及び第3項並びに第39条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。ただし、第38条の2第3項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

（解除に伴う措置）

第41条 この契約が解除された場合において、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給品があるときは、製造の出来形として確認に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、支給品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したとき、又は製造の出来形確認に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 納入現場等に、受注者の所有に属する使用材料、建設機械器具、仮設物、その他の物件（下請負人に属するこれらの物件並びに前2項の貸与品又は支給品のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに納入現場等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず又は納入現場等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他納入現場等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、

この契約の解除が第38条及び第38条の2の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第39条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は第40条及び前条の規定による受注者の解除権の行使であるときは発注者と受注者とが協議して定める。

(火災保険等)

第42条 受注者は、製造目的物等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、製造目的物等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なく書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(違約金等の徴収)

第43条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるとき追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に付き債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第44条 第29条中「頭書の納入期限」とあるのは「頭書の納入期限（最終の事業年度以外の事業年度にあっては、各事業年度の末）」と、第29条及び第30条中「請負代金額」とあるのは「当該事業年度の出来高予定額（前事業年度における第32条第1項の請負代金相当額が前事業年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該事業年度の当初に部分払をしたときは、当該事業年度の出来高予定額から当該超過額を差し引いた額）」と読み替えるものとし、各事業年度の出来高予定額は、別途発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

2 受注者は、発注者がこの契約を締結した事業年度（以下「契約事業年度」という。）に翌事業年度分の前払金の支払いを行う旨を定めた場合には、前項の規定による読替後の第29条第1項の規定にかかわらず、契約事業年度に翌事業年度分の前払金の支払いを請求することができる。

3 前事業年度末における第32条第1項の請負代金相当額が前事業年度までの出来高予

定額に達しない場合は、第1項の規定による読替後の第29条第1項規定にかかわらず、製造の出来形部分に対する請負代金相当額が前事業年度までの出来高予定額に達するまで当該事業年度の前払金の請求はできないものとする。この場合においては、前払金の保証期限の延長について第30条第1項の規定を準用する。

- 4 前払金の支払いを受けている場合において部分払として請求することができる額は次の式により算定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{第32条第1項の請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前事業年度までの} \\ &\quad \text{支払金額} + \text{当該事業年度の部分払金額}) - [\text{第32条第1項の請負代} \\ &\quad \text{金相当額} - (\text{前事業年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})] \\ &\quad \times \text{当該事業年度前払金額} / \text{当該事業年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

この方式において、出来高超過額とは、前事業年度末における第32条第1項の請負代金相当額が前事業年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該事業年度の当初に部分払をしたときの当該超過額をいう。

(個人情報の取扱い)

第45条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。  
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）
  - 二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本特約に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第46条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議により選定した者に、解決の斡旋を依頼するものとする。

(合意管轄)

第47条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 〕簡易裁判所又は〔 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第48条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。